

見
本

40歳^{*}から74歳の国保の方へ（※平成28年度中に40歳）

平成
28年度版

特定健診のご案内

毎年の特定健診で生活習慣病は防げます！

A医療機関健診 B日曜日健診 C人間ドック等
の3つから受診方法が選べます

平成28年度の受診券をお届けします（同封）

●あて名のある**水色**の用紙が受診券になっています

(表面)	(裏面)

確認内容 ①氏名・生年月日・有効期限
②受診直前に裏面の「問診項目」に
必要事項を記入してください

特定健診を受けるときに必ずご持参ください

病院に通っている方も
特定健診の対象者です。
主治医に相談してください。

枚方市ひこぼしくん



- ⚠ 受診券が有効期限内であっても受診時に他の健康保険の資格を取得した方、転出等で枚方市国民健康保険の資格を喪失している方は受診できません。
- ⚠ 平成29年3月末までに75歳になられる方について、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に変わるため、同封の受診券は使えなくなります。
- ⚠ 特定健診未受診の場合、受診勧奨が行われることがあります。

特定健診の検査内容【基本項目】

基本的な健診
（必須項目）

診察等

問診 身体計測 理学的所見 血圧測定

脂質を調べる検査

中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール：血液に含まれる中性脂肪の高値とHDLコレステロールの低値はメタボリックシンドロームの危険信号です。

代謝系を調べる検査

血糖、ヘモグロビンA1c、尿糖：糖尿病など肥満が原因で起こりやすい代謝異常を発見する手立てになります。

肝機能を調べる検査

AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)：肝機能障害やアルコール過剰摂取を発見する手立てになります。

尿・腎機能を調べる検査

尿たんぱく：腎臓の病気を発見する重要な手立てとなります。



同封の
受診券を使うと
無料!!

枚方市内の医療機関のみで実施

（枚方市国保独自項目）

腎機能の検査（クレアチニン、尿酸、尿潜血）
心電図検査

お問い合わせ
連絡先

特定健診

がん検診（予防接種：インフルエンザ・肺炎球菌など） 枚方市保健センター

国民健康保険室

☎ 072-841-1403

☎ 072-840-7221

枚方市国民健康保険

電話:072-841-1403 FAX:072-841-3716

枚方市国保の特定健診・特定保健指導の流れ

健診当日に枚方市の国民健康保険にご加入でない方は枚方市国保の特定健診を受診できません。



1 自分に合った方法の健診を申込む

- (A) 医療機関で受ける** 大阪府内の委託医療機関もしくは同封の医療機関一覧表から医療機関を選び**直接予約してください**
- (B) 日曜日健診で受ける** 同封の日程表から希望の日にちを選び日曜日健診専用電話へお申込みください(詳細は同封の案内をご覧ください)
- (C) 人間ドック等で受ける** 同封の案内をご覧ください、人間ドック併用受診・人間ドック等費用助成制度のいずれかをお選びください
- その他** A～Cの健診以外で受ける 職場の健診などを受けられている方・・・下記の**ア**へ
病院で定期的に検査を受けられている方・・・下記の**イ**へ

2 健診を受ける 健診当日は、「特定健康診査受診券」「国保の保険証」を必ず持参してください。

注意事項

- 検査前は10時間以上絶食してください。
- お茶やお水のみ摂取可能です。
- 内服中の方は、健診受診医療機関に相談してください。



3 結果が届く 健診結果とメタボリックシンドロームの判定をお知らせします。(前年度の健診結果をお持ちの方は受診時お持ちください。)



医療機関で受けた方 血液検査等の結果は、受診された医療機関からお受け取りください。

受診日から約2～3ヶ月後に国民健康保険室からメタボリックシンドロームの判定等を送付します。

日曜日健診 受診日から約1か月後に国民健康保険室から送付します。

4 特定保健指導を受ける 特定保健指導の対象となった方には、保健指導業務委託先から、特定保健指導のご利用案内をさせていただきます。

生活習慣病予防や重症化予防の観点から指導が必要と思われる方に、保健師等が電話などで連絡をさせていただく場合があります。

枚方市
ひこぼしくん



ア 職場の健診などを 受けられている方へ

職場の健診など「特定健診」の検査項目を含む健診を受けられた方は申請することで7,500円を助成します。
必要なもの：特定健診受診券、国保保険証、印鑑(朱肉を使うもの)、健診結果表(特定健診の内容が含まれたもの)、振込先のわかるもの



イ 病院で定期的に検査を 受けられている方へ

通院中の方も特定健診を受診することができます。通院している医療機関にご相談ください。



*アの場合、同年度内に特定健診を受けていただくことはできませんのでご了承ください。